

全国子ども会安全共済会審査委員会設置規程

- 第1条 全国子ども会安全共済会は、審査基準に基づき全子連に審査委員会を設置する。
- 第2条 委員会は、全国子ども会連合会会長の諮問により、共済金の支払理由となる事故の程度、ならびに共済金額等について審査する。
- 第3条 委員は、次に掲げるもので構成する。
全子連・共済担当副会長、会長が指名し理事会が承認した者4名。
- 第4条 外部委員として、次に掲げる者に委託することができる。
医師、歯科医、学識経験者
- 第5条 委員会の開催は、必要に応じ会長が招集する。但し、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 第6条 委員会の議長は、全子連・共済担当副会長とする。
- 第7条 委員会の議事は、出席者の4分の3以上の同意でこれを決定する。
- 第8条 通常の審査は、書面等による審査とすることができる。
- 第9条 委員会は、審査上必要があるときは、関係者に対して資料の提出依頼、直接調査等を行い、また、外部委員に意見を求めることができる。
- 第10条 審査権限は別紙のとおり。
- 第11条 委員の任期は当該事業年度の4月1日より翌年3月31日の1年間とする。
- 第12条 改廃は、理事会の決議を経て行う。

- 附則 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
この規程は、平成25年1月22日改正し、平成25年4月1日より施行する。
この規程は、平成26年10月9日改正し、平成26年10月1日より施行する。

< 審査委員会設置規程別紙 >

審査権限

		審査委員会
死亡共済金	全件	○
後遺障害共済金	全件	○
医療共済金	全件	○

次の場合は、外部委員の判断を必要とする

審査委員会が必要と認めたとき

外部委員

医師
歯科医師
学識経験者

平成 25 年 1 月 22 日